



長田警察署



自転車指導啓発重点地区・路線（長田区）

長田区内の人身事故発生状況（令和5年中）

年	5年		
	人身事故件数	自転車事故 (件数)	自転車事故 (構成率)
令和5年12月末	315	101	32.1%
令和4年12月末	353	123	34.8%
前年同期比	-38	-22	-2.7%

※長田区は自転車が関係する人身事故の発生が多く、兵庫県（兵庫県交通安全対策委員会）から、自転車交通安全対策重点推進地域の指定を受けています。

自転車が関係する交通事故の大半は、交差点や交差点の近くで発生しています。自転車乗車時はヘルメットをかぶり、交通ルールを守りましょう！



【この情報は、国土交通省の承認を得て、警察庁の道路状況情報を基にしたものである。】（承認番号：220情報_第413号）

自転車五則 安全利用 を守りましょう！

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、果敢用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行います。

4 飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。

3 夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。

5 ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車はルールを守って安全運転

